

旧割烹新川屋改修工事設計業務委託簡易公募型プロポーザル 質問及び回答

令和3年12月23日

NO.	項目	質問	回答
1	全般	流山市ホームページの「旧割烹新川屋の改修工事設計業務受託者を募集」(ページ番号1033052)の「旧割烹新川屋改修工事設計業務委託に係る簡易公募型プロポーザルの実施について」の「事業概要」の「4委託内容」に、本館は耐震補強設計、蔵は補強計画書の作成となっており、「設計」と「計画書の作成」の文言が使い分けられておりますが、「旧割烹新川屋改修工事設計業務委託簡易公募型プロポーザル実施要綱」や「建築設計業務委託特記仕様書」では、その違いが読み取れません。ご説明をお願いします。	蔵は耐震診断と補強計画書作成、補強工事費の概算額の算出までを行うのに対し、敷地全体を観光交流センター及び地域交流センター等として整備するための計画書の作成を行うため、本館は、それらの業務に加え、保存活用計画の作成、保存改修に係る基本的な設計を行うこととします。
2	【実施要綱】 2. 事業場所の概要	蔵と文化財指定された本館以外の敷地内の既存建築物は原則解体するものとする旨の記載があります。敷地内とは「2. 事業場所の概要」の「所在地」に記載されたすべての土地を指し、解体対象は「用地平面図」に載っている敷地内の建築物すべてということでしょうか。	お見込のとおりです。
3	【実施要綱】 3. 業務概要	地盤調査について、標準貫入試験の予定深度をお教えください。また、実際の調査でその深度を超えた場合は、追加費用ということでしょうか。	建築設計委託要領書「3. 地盤調査及び現場調査」によるほか、深度40Mとします。それ以深となることが判明した場合は、監督員と協議の上決定します。
4		地盤調査についてスウェーデン式サウンディング試験や室内土質試験は行わないということでしょうか。	お見込のとおりです。
5		標準貫入試験において、調査箇所が土間コンクリートなどの解体復旧が必要な場合は、その解体復旧は別途費用ということでしょうか。	お見込のとおりです。
6		蔵の補強計画書も一般診断法により行えばよろしいのでしょうか。	お見込のとおりです。
7		蔵の補強計画書の補強プラン3案程度の中から1案を協議により選択して、補強工事費の概算を算出することでしょうか。	補強プランそれぞれに対し、補強工事費の概算を算出していただきます。
8		本館の耐震診断について、「精密診断法1」又はこれに準ずる方法」とありますが、これに準ずる方法とは何を想定していますでしょうか。	許容応力度計算法、エネルギー一定測に基づく解析方法、保有水平耐力計算法、等価線形化法に基づく解析方法(限界耐力計算法)、時刻歴応答解析などです。
9		「外構整備案の作成」と「保存改修に係る基本的な設計」について、案の作成や設計の程度がわかりません。想定されている設計図面の種類などを具体的にご指示ください。	建築設計業務委託特記仕様書「Ⅱ設計業務仕様 5. 主な業務の詳細」のとおりです。関係官署機関との協議や申請の際に用いる図面と同程度とします。
10		建築審査会に関する業務の範囲はどこまででしょうか。建築審査会の同意を受けるまでの設計、資料作成、関係機関との協議すべて一式でしょうか。	建築審査会の同意を受けるまでは見込んでいませんが、建築審査会に必要な資料作成や関係機関との協議を行うこととします。
11		「設計積算において必要なその他の調査一式」とありますが、想定されている解体調査の程度を具体的にご指示ください。	アスベスト含有調査、PCB含有調査、その他本業務を遂行する過程で必要となる調査業務一式です。
12	【実施要綱】 4. 応募条件	グループ(複数企業の共同)の場合、代表企業のみが一級建築士事務所登録をしていればよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。

NO.	項目	質問	回答
13		グループ(複数企業の共同)の場合、採点基準の各実績は、代表企業の実績だけでなく、構成員のすべての実績を合わせることができるということでしょうか。	代表企業の実績のみで採点します。
14		4.4(6)に記載されている協力者と、グループ(複数企業の共同)の構成員は、異なるものという認識でしょうか。	お見込のとおりです。
15	【実施要綱】 7. 提出書類	協力者もすべて記載しなければならないのでしょうか。その場合、契約後、協力者を変更したり、新しく追加したりすることは、可能でしょうか。	現時点でわかっているものは、原則すべて記載してください。また、契約後、変更や追加することは可能です。
16		「業務実績とは、基本及び実施設計業務の契約履行が完了しているもの又は履行中のもの」とあり、一方で、「ア」に「対象施設」は「文化財(指定・登録文化財)の調査～保存改修までの設計業務に携わった業務」とあります。前者と後者は同じことを指しているのでしょうか。もう少しわかりやすくご説明ください。調査を設計に含めてよいということでしょうか。調査から設計まで一貫して行った業務ということでしょうか。また、その場合は、一括の契約のものに限定されますでしょうか。	調査のみを実績とすることはできません。あくまで「設計業務」に携わった件数を実績とします。調査を行っていないが、基本及び実施設計業務を行っている場合は、実績として差し支えありません。また、一括の契約のものに限定するものではありませんが、同一の建造物等における設計業務の契約が複数ある場合でも、実績は1件とします。
17		「類似の業務実績」について、「類似」の定義をご指示ください。	指定又は登録有形文化財(建造物)、伝統的建造物群などを中心に記載してください。また、前記以外でも本業務と同構造で同規模程度の案件があれば記載してください。
18		実績で求めている「保存活用計画」と「保存活用地域計画」の定義、この両者が対象としている文化財の定義をご指示ください。	「文化財保護法」に規定する「重要文化財(登録有形文化財)保存活用計画」及び「文化財保存活用地域計画」、またはこれに準ずるもの(地方自治体が条例等で規定している場合等)とします。また、実績となる保存活用計画が対象とする文化財は、指定・登録有形文化財(建造物)とします。
19	【特記仕様書】 Ⅱ 設計業務仕様 2. 業務責任者の資格要件	文化財建造物(以下略)とありますが、ここで言う建造物とは、既に指定を受けている建造物だけでなく、業務で指定を受ける予定建造物も含まれているという考えで宜しいでしょうか。	業務を通して、対象となる建造物が指定・登録有形文化財等となった業務も実績として差し支えありません。
20	【特記仕様書】 Ⅱ 設計業務仕様 5. 主な業務の詳細	「影響範囲が限定的となる簡易な解体調査」と「本格的な解体調査」の程度について想定されているものをそれぞれ具体的にご指示ください。また、復旧は行うのでしょうか。	簡易な解体とは、「押入内の天井板の解体又は取外し」「畳下地板の解体又は取外し」「屋根瓦数枚の取外し」程度を指しています。この復旧については、本業務内で行ってください。また、調査方法については「木造住宅の耐震診断と補強方法」に則って行ってください。
21		関係法令については、各関係機関と事前協議を行い、必要な届出や申請等を整理するのみでよいのでしょうか。それとも、届出や申請等を行うための資料作成や手続きを行うのでしょうか。	前者のとおりです。